

令和2年(ワ)第82283号

決 定

被告人 相嶋 静夫

上記の者に対する外国為替及び外国貿易法違反被告事件について、令和2年6月23日東京地方裁判所裁判官がした保釈請求却下の裁判に対し、本日、弁護人らから準抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件準抗告を棄却する。

理 由

本件各勾留の基礎となる各公訴事実の要旨は、被告人が、顧問を務める会社の業務に関し、幹部である共犯者2名と共謀の上、経産大臣の許可を受けずに、政省令で定められた噴霧乾燥器を①中国及び②韓国に輸出したというものである。本件事案の性質・内容や、証明予定事実記載書面等が提出されたが、弁護人からは求釈明書において概括的な争点の主張がされるにとどまり、証拠意見も述べられておらず、今後争点及び証拠の整理が行われるという公判前整理手続の進捗状況等に照らすと、共犯者や関係者への働きかけなどによる罪証隠滅のおそれがあり、刑訴法89条4号に該当する事由が認められる。そうすると、高齢の被告人の健康状態や、新型コロナウイルスの感染の危険などの弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない。よって、本件準抗告には理由がないから、同法432条、426条1項により、主文のとおり決定する。

令和2年7月3日

東京地方裁判所刑事第15部

裁判長裁判官 楡 井 英 夫

裁判官 赤 松 亨 太

裁判官 竹 田 美 波

これは謄本である。

令和2年7月3日

東京地方裁判所刑事第15部

裁判所書記官 小川 雅大

